小川町移住支援金のご案内

◆申請要件

（1）下記①～⑩をすべて満たすことが必要です。

① 令和7年4月1日以降で新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定がされた後であって、埼玉県において移住支援事業の詳細が公表された後に小川町へ転入したこと

② 申請時において小川町に転入後1年以内であること

③ 申請日から5年以上、継続して小川町に居住する意思があること
（5年未満となった場合は返還金が生じます（※1））

④ 小川町への転入直前の10年間のうち通算5年以上、以下のいずれかに該当すること（それぞれに該当する期間の合算可能）

・東京23区内に在住

・東京都、埼玉県、千葉県または神奈川県（条件不利地域（※2）を除きます）に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る）

・東京都、埼玉県、千葉県または神奈川県（条件不利地域（※2）を除きます）に在住しつつ、東京23区内の大学へ通学した経験があり、 東京23区内の企業に就職した事があれば、当該通学期間も通算年数に含まれる。

⑤ 小川町への転入直前に連続して1年以上、以下のいずれかに該当すること（それぞれに該当する期間の合算可能）

・東京23区内に在住

・東京都、千葉県または神奈川県（条件不利地域（※2）を除きます）に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る）（※3）

⑥ 以下のいずれかに該当すること

・「埼玉県移住就業マッチングサイト」その他各都道府県が開設するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人に就職した【就業】

・プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した【専門人材】

・所属先企業からの命令ではなく、自己の意思で移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う【テレワーク】

・小川町や地域の人々との関わりを有する【関係人口】

⑦ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない

⑧ 以下のいずれかに該当すること

・日本人

・外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者

のいずれかの在留資格を有する

⑨ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（移住・企業・就業型）の地方創生移住支援事業において支給するもの）を受給していない（ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し、18歳以上となり、埼玉県及び小川町が認める場合を除く）

⑩ その他埼玉県または小川町が不適当と認めた者でないこと

⑵ 上記⑥で【就業】を選択した場合、さらに下記⑪～⑯をすべて満たすことが必要です。

⑪ 勤務地が東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県および千葉県）以外の地域または東京圏内の条件不利地域（※2）に所在すること

⑫ 就職先が 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人ではないこと

⑬ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること

⑭ 求人への応募日がマッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること

⑮ 5 年以上継続して勤務する意思があること

⑯ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

⑶ 上記⑥で【専門人材】を選択した場合、さらに下記⑰～㉑をすべて満たすことが必要です。

⑰ 勤務地が東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県および千葉県）以外の地域または東京圏内の条件不利地域（※2）に所在すること

⑱ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること

⑲ 5 年以上継続して勤務する意思があること

⑳ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

㉑ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

⑷ 上記⑥で【テレワーク】を選択した場合、さらに下記㉒～㉔をすべて満たすことが必要です。

㉒ 移住先でテレワークにより勤務する（原則通勤しない）こと

㉓ 週 20 時間以上テレワークを実施すること

㉔ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）又はこれらの前歴事業による資金提供を所属先企業等からされていないこと

⑸ 上記⑥で【関係人口】を選択した場合、さらに下記㉕～㉖をすべて満たすことが必要です。

㉕ 以下の(ア)～(イ)にすべてに該当し、かつ(ウ)～(オ)のいずれかに該当すること

（ア） 転入時点で 45 歳未満である者

（イ） 学生でない者

（ウ） 小川町で住宅を取得した者（2 親等以内の親族所有の住宅への移住も可）

（エ） 小川町へふるさと納税を 2 回以上した経験がある者

（オ） 埼玉県立小川高等学校を卒業した者

㉖ 以下の(カ)～(ク)のいずれかに該当すること

（カ） 小川町で農林水産業に就業する者

（キ） 小川町で家業等へ就業する者

（ク） 小川町や小川町の地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加し、移住後も継続する意向がある者

⑹ 世帯向けの金額（1 世帯あたり 100 万円）を申請する場合、さらに下記㉗～㉚をすべて満たすことが必要です。

㉗ 申請者以外の世帯員が移住元で申請者と同一世帯に属していたこと

㉘ 申請者以外の世帯員が申請時において申請者と同一世帯に属していること

㉙ 申請者を含む世帯員がいずれも令和 7 年 4 月 1 日以降で新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定がされたあとであって、埼玉県において移住支援事業の詳細が公表された後に小川町に転入し、かつ、申請時において転入後 3 月以上 1 年以内であること

㉚ 申請者を含む世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと

※1 申請日から 3 年未満で小川町から転出した場合、または申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合は全額返還、申請日から 3 年以上 5 年以内で小川町から転出した場合は半額返還となります。

※2 1 都 3 県の条件不利地域は以下のとおりです。

東京都 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町
千葉県 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町
神奈川県 山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町、湯河原町

※3 東京 23 区内への通勤期間の算定にあたっては、小川町へ転入する 3 か月前までを 1 年の起算点とすることができます。

◆補助金額

・単身での移住の場合　1 人あたり 60 万円

・世帯での移住の場合　1 世帯あたり 100 万円

（18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 30 万円加算）

◆手続きの流れ

申請･実績報告

申請書兼実績報告書および添付書類を提出いただきます（下記参照）。

↓

交付決定･
額の確定

交付の決定および額の確定をした場合、町から申請者へ交付決定通知書兼確定通知書をお送りします。

↓

請求･振込

請求書を提出いただき、後日、ご指定の口座に支援金を振り込みます。

◆申請方法

下記①～⑮を「小川町･政策推進課･地方創生担当」へ直接または郵送にてご提出ください。

【全申請者が提出必須の書類】

① 移住支援金交付申請書兼実績報告書【様式第 1 号】

② 本人確認書類（写真付き身分証明書　等）の写し

③ 申請者の住民票（小川町）の写し

④ 移住元の住民票の除票（移住元の住所･在住期間が確認できるもの）

⑤ 移住支援金の振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し

⑥ その他町長が必要と認める書類

【23 区内通勤者（雇用者）のみ】

⑦ 移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書　等）

【23 区内通勤者（法人経営者･個人事業主）のみ】

⑧ 移住元での在勤地を確認できる書類（開業届出済証明書　等）

⑨ 移住元での在勤期間を確認できる書類（個人事業等の納税証明書　等）

【23 区内通勤者（通学期間を含める）のみ】

⑩ 卒業証書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

【就業・専門人材】

⑪ 就業先企業等の就業証明書（移住支援金申請用）【様式第 2 号】

【関係人口】

⑫ 関係人口に関する要件の申告書【様式第 2 号の 4】

【テレワーク】

⑬ 所属先企業等の就業証明書【様式第 2 号の 2、個人事業・フリーランスの場合は様式第 2 号の 3】

※個人事業・フリーランスの場合は、以下の書類を追加でご提出ください。

□業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）

□開業届の写し

□申請前3か月において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

【世帯向け金額の申請者のみ】

⑭ 世帯全員の住民票（小川町の住民票）の写し

⑮ 移住元の住民票の除票の写し（移住元における世帯員の住所を確認できるもの）

◆申請の受付期限

各年度の１月末日まで（末日が土日祝日の場合は直前の平日）

この支援金制度は、各年度の予算の範囲内で運用しております。そのため、申請状況等によっては、受付を締め切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

小川町役場　政策推進課　地方創生担当

〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

TEL：0493-72-1221（内線 221）

E-mail：ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp